

福祉むらやま

編集と発行

社会福祉法人 村山市社会福祉協議会

電話 52-0321 F A X 55-7470

障がい福祉サービス事業を拡大

平成25年4月に事業所を開所予定

村山市社会福祉協議会では「総合福祉支援センター」を設置して、新たな障がい福祉サービスを実施するなどとして障がい福祉サービスを拡大していきます。実施する事業は次のとおりです。

平成20年4月に村山特別支援学校楯岡校が開校し、21名の児童生徒でスタートしました。

その後、児童生徒の入学者が増加して、平成24年4月には90名となっています。平成25年4月からは、本校として新たなスタートを切ることにになり、今後増加していくと見込まれています。

村山市社会福祉協議会は、山形県及び村山市の施設を借用して障がい児・者や家族のニーズに添った福祉サービスを実施していく、生涯を通して支援できる体制となるよう福祉の推進を図っていく計画です。

総合福祉支援センター「第一事業所」

(旧村山保健所)

一、多機能型事業所「わっしょい」

■就労継続支援B型(定員14名)

一般企業等では就労が困難な障がい者に対して、働く場を提供するとともに知識及び能力向上のための必要な訓練などを行っていきます。

■生活介護(定員6名)

日常生活上介護が必要とされる障がい者の方に日中、食事や排せつの介護などを行うとともに創作的活動や生産活動の機会を提供していきます。

二、放課後等デイサービス「たいよう」

(高等部・定員10名)

障がいを持つている生徒が日常生活における基本動作を習得し、及び集団生活に適應することができるよう、指導及び訓練を行っていきます。(放課後活動的な側面もあります。)

三、相談支援事業所

障がいのある児・者がサービスを利用する前にサービス利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

総合福祉支援センター「第二事業所」

(村山市いきいき元気館)

一、児童発達支援事業所「いずみ」

(おおよそ3歳から就学前まで定員10名)
日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与していきます。(現在、福祉事務所で行っています「いずみ学園」の事業に代わって実施していきます。)

二、放課後等デイサービス「おひさま」

(小・中学部 定員20名)

内容は、高等部の「たいよう」と同じです。

第1事業所(旧村山保健所)
多機能型事業所「わっしょい」
放課後等デイサービス「たいよう」(高等部)
相談支援事業所



第2事業所(いきいき元気館)
放課後等デイサービス「おひさま」
(小・中学部)
児童発達支援事業所「いずみ」



歳末たすけあい運動

～みんなで支え合う～
あたたかい地域づくり

歳末たすけあい運動は、新たな年を迎える時期に、市内の支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう毎年運動を展開しております。

寄せられた義援金は、村山市の配分委員会において、援助を必要とする方や各地区の地域福祉活動事業に配分いたしました。ご協力いただきました皆様に心よりお礼申し上げます。

【配分実績】

(単位:円)

区 分	義 援 金
在宅への配分	
高齢者	850,000
障がい児・者	278,000
児童・青少年	100,000
低所得者・要保護世帯	145,000
長期療養者	114,000
地域福祉活動事業	757,834
次年度地域福祉推進費等	58,131
合 計	2,302,965

【平成24年度義援金受入金実績】

(単位:円)

地 域 等	義 援 金
楯 岡	855,256
西 郷	309,600
大 倉	129,000
大 久 保	167,700
富 本	155,440
戸 沢	270,070
袖 崎	138,900
大 高 根	135,650
ライオンズクラブ	60,000
ロータリークラブ	49,588
富本小学校子丑会	30,000
富本婦人会もみじ会	1,761
合 計	2,302,965

地域福祉活動事業配分

- ・一人暮らし高齢者お楽しみ弁当配食事業(楯岡)… 50,000円
- ・高齢者年忘れ交流会(西郷)…………… 50,000円
- ・高齢者交流事業(大倉)…………… 50,000円
- ・ふれあいおせち料理配食交流事業(大久保)… 50,000円
- ・ひとり暮らし高齢者等手料理配食交流事業(富本)…………… 50,000円
- ・ひとり暮らし支援事業(戸沢)…………… 50,000円
- ・高齢者世帯支援事業(袖崎)…………… 50,000円
- ・ひとり暮らし高齢者へ激励文発送および除雪費支給(大高根)…………… 50,000円
- ・被・要保護世帯家屋補修事業(村山市全体)… 357,834円
- 合計 9 事業…………… 757,834円



【総 括】

(単位:円)

地 域	目 標 額	実 績 額
戸 別 募 金	4,430,000	4,328,735
法 人 募 金	400,000	409,084
職 域 募 金	33,000	48,880
学 校 募 金	200,000	151,260
募金総額	5,063,000	4,937,959

【地域別戸別募金】

(単位:円)

地 域	目 標 額	実 績 額
楯 岡	1,825,000	1,773,135
西 郷	593,000	559,500
大 倉	258,000	258,000
大 久 保	344,000	332,400
富 本	329,000	324,600
戸 沢	518,000	520,800
袖 崎	280,000	278,900
大 高 根	283,000	281,400
合 計	4,430,000	4,328,735

赤い羽根共同募金運動結果報告

10月1日から全国一斉にスタートした「赤い羽根共同募金運動」。村山市でも、住民の皆様方の温かいご協力により、たくさん募金が集まりました。集まった募金は、私たちの町の地域福祉活動へ役立てられることとなっております。翌年度10月、具体的な配分金額や使途を広報誌でお知らせする予定です。



ご協力
ありがとうございました

あなたの生活を支えます 生活福祉資金貸付制度

■ 生活福祉資金貸付条件等一覧 ■

資 金 種 類			貸 付 条 件		
			貸付限度額	据置期間	償還期間
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内 (貸付期間：12 月以内)	6 月以内	20 年以内 (借受人の 年齢が 65歳に 達する まで)
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60 万円以内		
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	460 万円以内	6 月以内	20 年以内
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6 月程度 130 万円以内 1 年程度 220 万円以内 2 年程度 400 万円以内 3 年程度 580 万円以内		8 年以内
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円以内		7 年以内
		福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円以内		8 年以内
		障害者用自動車の購入に必要な経費	250 万円以内		8 月以内
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円以内		10 年以内
		負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	170 万円以内 ※		5 年以内
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	170 万円以内 ※		5 年以内
		災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150 万円以内		7 年以内
		冠婚葬祭に必要な経費	50 万円以内		3 年以内
		住宅の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円以内		3 年以内
		就職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円以内		3 年以内
		その他日常生活上一時的に必要な経費	50 万円以内		3 年以内
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10 万円以内	2 月以内	8 月以内
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校) 月 3.5 万円以内 (高専) 月 6.0 万円以内 (短大) 月 6.0 万円以内 (大学) 月 6.5 万円以内	卒業後 6 月以内	修学期間の 3 倍程度
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50 万円以内		
生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の 7 割程度（月 30 万円以内）	契約の終了後 3 月以内	据置期間 終了後
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の 7 割程度（集合住宅は 5 割） ・貸付基本額の範囲内（生活扶助額の 1.5 倍以内）		

※療養期間が 1 年を超え 1 年 6 ヶ月以内の場合、又は介護サービスを受ける期間が 1 年を超え 1 年 6 ヶ月以内の場合は、貸付限度額は 230 万円以内。

※不動産担保型生活資金の貸付期間は、借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間。

問い合わせ先 山形県社会福祉協議会 ☎ 023 - 622 - 5805、または村山市社会福祉協議会 ☎ 52 - 0321

ボランティア募集♪

詳しくはお問い合わせ下さい。☎ 53-9123

お弁当配達ボランティア

一人暮らしの高齢者等に手作りのお弁当を配達するボランティアさんを募集しています！

【日時】月 1 回（第 3 水曜日）

【時間】午前11時～正午まで



趣味や特技を

地域に活かしてみませんか？

地域のサロンや施設で、趣味や特技を披露してくださる方や団体を募集しています！

例えば…民謡、楽器の演奏、落語、体操、手品、ガマの油売りなど
たくさんの情報をお待ちしております。

Ｑお金はかかるの？

一回あたり1,500円

※生活保護受給者は利用料が免除されます。

Ｑどんなことをしてくれるの？

- ・福祉サービス利用に関する情報提供や相談
- ・預貯金の出し入れ代行や計画的なお金の使い方の相談
- ・利用料や公共料金等の支払い代行
- ・通帳や印鑑など貴重品の保管 など

Ｑどんな人が利用できるの？

高齢の方や障がいのある方で、自分ひとりでいろいろな手続きをすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。

あなたの生活を
安心サポート
「福祉サービス利用援助事業」

ボランティア保険

保険に加入して安心して活動しませんか？

《ボランティア活動中の様々な事故によるケガや損害賠償責任を保証します。》

㊦ ボランティア活動保険（年間を通してボランティア活動を行う個人・団体など）

年間を通してボランティア活動を行う個人・団体など

【保険料】 基本タイプ A プラン 280 円、B プラン 420 円

天災タイプ A プラン 490 円、B プラン 720 円



㊦ ボランティア行事用保険（数日間、単発でボランティア活動を行う個人・団体など）

【保険料】 例）20名以上であれば、1人1日28円の掛金

村山市老人クラブ連合会創立 50 周年記念

第14回芸能発表会

■ 日 時 平成25年 3 月10日（日）

12時30分 開会

■ 会 場 村山市民会館大ホール

■ 入場は無料です。

会員が日頃練習している踊りなどの芸をご披露いたします。
是非ご覧ください。

